

函 福 管

令和3年(2021年)4月1日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

生活保護記録簿の紛失について

(保健福祉部管理課)

生活保護記録簿の紛失について

1 これまでの主な経過

福祉事務所亀田福祉課において、令和2年2月に生活保護受給者の個人情報に記載された生活保護記録簿（1世帯分）が所定の保管場所がないことに担当職員が気づき、当時の管理職に報告のうえ、書類を探したが発見できなかった。

令和2年4月に異動着任した現在の管理職には、同記録簿の紛失について伝えられておらず、必要な対応が行われていなかった。

令和3年2月になって、亀田福祉課に、市民から歩道上で書類を拾得したとの連絡があり、同課職員が回収したところ、手提げ型ファイルケースの中に令和2年2月に紛失していた生活保護記録簿の書類の一部が入っていた。

以降、令和元年度に同課に在籍していた生活保護担当職員全員に事情を聴取するなど調査を進めているが、現在まで、残りの書類の発見に至っていない。

なお、他の生活保護記録簿については、全件調査を実施し、揃っていることを確認しているほか、当該生活保護受給者に対しては、既に報告および謝罪を行っている。

2 紛失した書類

生活保護の申請から決定までの関係書類および訪問記録や収入申告書等の各種書類

3 今回発見された書類

当該世帯や扶養義務者に関する事項を記載した書類、決定調書、訪問記録等

4 紛失の原因等

- (1) 生活保護記録簿は、多くの個人情報編纂されているものであり、厳重に保管管理しなければならないが、紛失判明当時、定期的な所在確認や、やむを得ない場合の持出承認手続き等、必要な対応がなされていなかった。
- (2) 保管場所については全て施錠が必須であるが、紛失当時、施錠できない不備な書庫ロッカーがあり、当該記録簿のロッカーも施錠できない状態であった。
- (3) 書類を紛失した時点での対応が不十分であったほか、当時の管理職から現在の管理職への引き継ぎが行われず、紛失から約1年間、当該受給者への報告・謝罪および紛失の公表等必要な対応を行っていなかった。

5 再発防止と今後の対応

- (1) 生活保護記録簿をはじめ個人情報に記載された書類の管理について、本庁および湯川、亀田両支所の全生活保護担当職員に対し、生活保護記録簿の定期的な所在確認や業務上やむを得ず外部に持ち出す場合の管理職による承認手続き等について、文書ならびに口頭にてあらためて周知徹底を行った。
- (2) 施錠できない書庫ロッカー全てを施錠可能な状態に改善したほか、退庁時等の施錠についてあらためて徹底した。
- (3) 本事案を受け、今般保健福祉部内に設置した再発防止対策班により、個人情報の適正な維持管理に係る実施状況のモニタリングおよび関係職員の危機管理意識の向上に取り組む。
- (4) 現状、当該記録簿のうち未だ発見されていない書類があることから、警察に被害届を提出し、捜査機関との連携を図ることを検討する。